

別荘用料金について

資料 1

1 別荘用料金の概要

- (1) 一般用料金より割高な設定（特に飯綱高原地区）
- (2) 使用しない場合であっても基本料金を納付しなければならない。
- (3) 別荘地に住民登録のある定住者については、申請により一般用料金を適用（昭和57年～）

2 別荘用料金設定の経緯

(1) 飯綱高原地区

昭和48年2月 長野市開発公社から飯綱高原専用水道を上下水道局が取得
専用水道当時の料金を基に、施設利用率など効率の劣る分を一般用料金に
加算し別荘用料金を定めた。
昭和57年度～ 料金を据え置きとしている（消費税率の変更を除く）。

(2) 飯綱高原以外の地区（品沢、聖山高原、たららの各別荘地）

平成17年1月 市町村合併に伴い、旧鬼無里村の「品沢」、旧大岡村の「聖山高原・
たらら」の各別荘用水道を長野市へ移管（当時の所管は環境部）
平成21年4月 上下水道局へ所管替えとなり、旧村当時の料金を基にした別荘用
料金を追加
平成22、25年度の改定では、平均改定率で料金を引き上げている。

3 別荘用料金が割高である理由

別荘用水道の使用水量は、通年では一般用水道に比べ少量ですが、特定の期間に利用が集中するため、管路や配水池などは、使用水量のピークに対応できる規模で造られており、大半の期間は使用水量に対して過大な施設となっています。

また、使用されない期間が長く、水が管路に滞留し塩素濃度が低下する傾向にありますので、水質基準を保つため「捨て水」を行っています。

このように、別荘地の水道は、施設の稼働率が低く、平坦地と異なる維持管理が必要で経営効率が悪く、一般用料金を適用すると必要経費が回収できないことから、割高な料金が設定されています。

一般用現行料金との比較 (単位 円・税抜き・1月につき)

地 区	使用水量					
	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³
一般用 (13mm)	930	1,550	3,140	4,860	6,820	8,780
飯綱高原地区	3,550	3,550	5,400	7,500	9,600	12,000
(一般用との比較)	2,620	2,000	2,260	2,640	2,780	3,220
その他の地区	1,750	1,750	3,500	5,250	7,000	8,750
(一般用との比較)	820	200	360	390	180	△ 30

4 別荘用料金の改定について

別荘用料金が設定されている地区のうち、飯綱高原地区については、使用水量が10m³のとき一般用料金の約2倍となっていて、特に割高な料金設定となっています。

昭和57年の審議会では「今後極力料金を抑えること」との附帯意見があり、以降の料金改定では、飯綱高原地区の別荘用料金を据え置きとしてきました。

こうした状況を踏まえ、今回の改定では、飯綱高原地区の別荘用料金について、現行料金を据え置きとしたいと考えています。

また、一般用料金との格差が小さいその他の地区の別荘用料金については、一般用料金の改定の例により基本料金を引き上げたいと考えています。

改定 (案) (税抜き・1月につき)

地 区	基本料金 (円)	基本水量	水量料金	
			使用水量	料金 (円)
その他の地区	2,050	10m ³ まで	11m ³ 以上	175

$$\text{その他の地区の基本料金改定(案)} = \frac{\text{その他の地区の現行基本料金}}{\text{一般用改定料金(案-1)の基本料金}} \times \text{一般用現行料金の基本料金}$$

5 使用中の申し出に対する取扱の変更について

長野市水道事業給水条例では、別荘用の水道について、使用しない場合であっても基本料金を納付しなければならないと規定していますが、(公社)日本水道協会では、「給水契約は、水道事業者が常時水を供給する義務を負い、需要者がこの給付に対して料金の支払義務を負う有償双務契約である。使用中中は、この給水契約を締結しないため、水道料金は発生しない。」との見解を示しています。

これまで、別荘という建物用途の性質上、使用しない期間においても水道施設の維持管理費を負担していただきましたが、給水契約は、使用者の意思表示が基礎になっていることから、今回の改定に併せ、使用者から申し出があった場合には、使用中を認める取扱とします。

【参考資料】

現行別荘用料金表 (税抜き・1月につき)

地 区	基本料金 (円)	基本水量	水量料金	
			使用水量	料金 (円)
飯綱高原地区	3,550	10m ³ まで	11～20m ³	185
			21～40m ³	210
			41～100m ³	240
			101m ³ 以上	270
その他の地区	1,750	10m ³ まで	11m ³ 以上	175

※ 基本料金は、口径に関係なく一律の金額です。

別荘用水道の給水件数及び使用水量 (平成27年度)

地区・用途	給水件数	割合	使用水量 (m ³)		1件当たり水量(m ³)	
			使用水量	割合		
飯綱	別荘用	353	37%	18,647	13%	53
	一般用	595	63%	125,430	87%	211
	計	948	100%	144,077	100%	152
品沢(別荘用)	34	—	155	—	5	
聖山・たらら(別荘用)	133	—	11,012	—	83	
別荘用 計	520	—	29,814	—	57	